

記載例

【解体工事とは？】
解体を目的とする建設工事のことであるので、整備、修繕、新築、新設などの工事に、既存工作物取り壊しの工程があってもそれは解体工事ではないのでその費用もこの欄では計上されません。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく契約条件

建設工事名 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第13条第1項の規定により、この契約の請負代金額のうち解体工事に要する費用等に係る契約条件を次のとおり定める。

1 解体工事に要する費用 _____ 円（税抜き）

対応する金額がない場合は、「—」を記入する。

2 再資源化等に要する費用 ¥70,000 円（税抜き）

または、「手作業」のいずれかになります。

3 分別解体等の方法 手作業及び機械作業の併用

4 再資源化等をする施設 名称 株式会社 O×資源 リサイクルセンター

所在地 静岡県藤枝市 O×町 ☆番地の △

監督員氏名 印

契約に当たっては、監督員の確認済みの付箋を添付してください。

再資源化等する建設資材廃棄物がない場合は、「—」と記入してください。複数の場合は書き足してください。

建設リサイクル法の対象工事では、分別解体等を行わなければならないので再資源化等に要する費用がない場合でも **ほぼ100%記入** することになります。
なぜなら「分別解体等」とは、特定建設資材廃棄物のほかにも針金の切れ端、曲がった釘などすべての建設資材廃棄物をその **種類ごとに分別しつつ工事を進めること** をいい、**再資源化等を行うかどうかとは関係ない**からです。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく契約条件

建設工事名 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第13条第1項の規定により、この契約の請負代金額のうち解体工事に要する費用等に係る契約条件を次のとおり定める。

- 1 解体工事に要する費用 _____ 円（税抜き）
- 2 再資源化等に要する費用 _____ 円（税抜き）
- 3 分別解体等の方法 _____
- 4 再資源化等をする施設 名 称 _____
所在地 _____

（注）

- 1 この契約条件は、建設リサイクル法の対象建設工事についてのみ定める。
- 2 解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用は請負代金の一部であり、請負代金額を超えて支払うことを約定するものではない。
- 3 解体工事以外の工事では解体工事に要する費用の欄は、「 _____ 円」と記載し、その他該当がない場合の記載も同様とする。
- 4 解体工事に要する費用は、直接工事費のうち分別解体及び積み込みに要する費用を記載する。
- 5 再資源化等に要する費用は、直接工事費のうち建設資材廃棄物の再資源化、運搬及び縮減に要する費用を記載する。
- 6 分別解体等の方法は、「手作業」又は「手作業及び機械作業の併用」と記載する。
- 7 再資源化等をする施設が複数あるときは、書き足すこと。